

老齢年金請求書に添付する戸籍関係書類の範囲の明確化（回答）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 23 年 12 月 22 日、厚生労働省に対しあっせんし、平成 24 年 6 月 13 日、同省から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

65 歳になる妻の老齢年金の請求手続のため年金事務所へ出向き、日本年金機構作成のパンフレットの表記どおりに、請求書に戸籍抄本を添付して提出したところ、担当者から、請求者が振替加算の対象者である場合、戸籍謄本が必要なため、戸籍謄本を取り直して提出するよう言われたが、申請者に負担をかける不当な要求ではないか。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、請求者の負担軽減を図るとともに、業務の統一かつ明確な取扱いを期する観点から、国民年金法施行規則に規定されていない「戸籍謄本」の提出を求める過剰な内容となっている業務処理マニュアルを改正し、及びこの改正に伴う所用の措置を講ずる必要がある。



（回答要旨）

厚生労働省では、次の措置を講じた。

- 1 あっせんの趣旨を踏まえ、業務処理マニュアルを年金請求者が振替加算の対象者（配偶者）である場合は、受給権者の戸籍抄本 1 通、又は受給権者の戸籍謄本の添付を求めることに改正し、各年金事務所へ指示。

また、老齢年金以外（障害年金、遺族年金等）の請求の場合についても、生計維持認定対象者が配偶者のみである場合については、上記と同様の取扱いにすることに改正し、各年金事務所へ指示。（平成 24 年 6 月 13 日）

- 2 さらに、上記改正の取扱いについて、市区町村役場に対しても、通常業務、事務打合せ等の機会を利用して十分な周知が行われるよう指示。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室長 花田 聡

電 話：03-5253-5425（直通）

F A X：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>